

令和8年度採用 福岡市健康相談員（会計年度任用職員）募集案内

1 応募受付期間

令和7年12月25日（木）から令和8年2月6日（金）まで（当日消印有効）

2 募集内容

職　　名	健康相談員（会計年度任用職員）
採用予定人数	若干名
職　務　内　容	福岡市職員の健康の保持増進のための相談業務、保健指導等の産業保健業務及びこれらに付随する事務処理など
勤　務　地	職員健康相談室（総務企画局人事部職員健康課内） 福岡市中央区天神一丁目8-1 福岡市役所8階
任　用　期　間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 勤務成績が良好な場合は、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。65歳に達した職員が任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募する必要があります。
受　験　資　格	<p>1 次の資格要件を全て満たす人</p> <p>(1) 保健師免許を有する人（取得見込み者は除きます。）</p> <p>(2) 令和8年4月1日から勤務が可能かつ年度を通して職務に従事できる人</p> <p>2 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人。</p> <p>【地方公務員法第16条（抄）】</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの</p> <p>(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> <p>※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人</p>

3 選考方法

	一次試験	二次試験
日時・会場		令和8年3月2日（月）予定 ※面接日時等の詳細は、1次選考合格者に文書でお知らせします。
内　容	書類審査	面接による選考
合　格　発　表	書類選考の結果は、全員へ文書でお知らせします。令和8年2月20日（金）までに文書が届かない場合は、職員健康課までご連絡ください。	令和8年3月9日（月）予定 ※福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、二次試験受験者に結果を文書で通知します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする採用候補者名簿に登載します。
- (2) 採用候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。その際、採用候補者名簿に登載された場合でも、必ずしも採用されるとは限りません。
- (3) 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に採用候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

勤務日	週5日（月曜日から金曜日まで）
休日	土日祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
勤務時間 休憩時間	次のいずれかのシフトで週27時間30分の勤務 (1) A勤務 10:00～16:30（休憩時間12:00～13:00） (2) B勤務 12:00～17:30 (3) C勤務 9:15～15:45（休憩時間12:00～13:00） 原則として、A勤務又はB勤務のシフト勤務ですが、業務の都合上、C勤務を割り振る場合があります。
時間外勤務	有（月平均1時間）
報酬	月額214,911円～231,773円（地域手当相当額を含む。令和8年度見込み） ※採用日前10年間の本市職員（会計年度任用職員、臨時の任用職員、嘱託員を含む。）としての在職期間の有無やその職歴に応じて、報酬月額を決定します。
期末手当	年2回（6月、12月） 在職期間に応じて支給
勤勉手当	年2回（6月、12月） 在職期間に応じて支給
交通費	条例、規則などに基づき、別途支給
諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などに相当する報酬が支給されます。
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与します。 その他、育児・介護等に係る休暇・休業等の制度があります。
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、雇用保険の適用があります。
公務災害	福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償します。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）。
その他	報酬等の支給日：毎月20日 (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については、翌月20日) 健康診断あり 採用日までに関係条例、規則などの改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募方法等

提出方法	郵送による申込のみ受付
受付期間	令和7年12月25日（木）から令和8年2月6日（金）まで ※当日消印有効
提出書類	<p>① 福岡市健康相談員（会計年度任用職員）採用試験申込書 ② 保健師免許証の写し ③ 110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形）</p> <p>※ ①～③を封入した封筒の表に「健康相談員応募」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故等について、当課は一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>※ ①の申込書は、総務企画局人事部職員健康課（福岡市役所8階）、情報プラザ（福岡市役所1階）、各区市民相談室、各区健康課、西部出張所、入部出張所で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>※ 申込書は、必ず黒のボールペンで記入してください（鉛筆、マジック、消えるペン不可）。</p> <p>※ 申込書の書類審査が一次試験となりますので、記入漏れ、誤りがないようご注意ください。また、記載内容等に虚偽がある場合には、採用が取消になることがあります。</p>
提出先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1 福岡市総務企画局人事部職員健康課

7 その他

- 提出された書類は、返却いたしません。
- 申込書などに記載された個人情報については、適切に管理し、福岡市健康相談員（会計年度任用職員）の採用に関する事務以外で使用いたしません。
- 採用試験の結果について、電話によるお問合せにはお答えできません。
- 採用試験の成績については、ご本人に限り、合格発表後1か月間、開示の請求を行うことができます。
- 施設の敷地内又は屋内は、全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙も禁止です。

【お申込み・お問合せ先】

福岡市総務企画局人事部職員健康課（福岡市役所8階）

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1 TEL (092) 711-4151